

此花区地域団体等への清掃・除草に対する活動支援（試行実施）

支援内容・注意事項等について

➤ 対象団体

地域活動協議会の構成団体

地域振興会（町会）、PTA協議会、子ども会 など

➤ 支援内容

○貸出支援…刈払機、芝刈機、ブロワー、

清掃・除草用具（熊手、ほうき、三角ホー） ※貸出期間14日以内

○技術支援…扇町公園事務所による刈払機等の安全講習や用具の使用方法の説明

○供給支援…ごみ袋

※いずれも数に限りがあるため、他に貸出等があれば支援できません

➤ 支援実施にあたっての注意事項等

- ・活動公園内のみとなります
- ・事前に公園愛護会長の了承を得てください
(公園愛護会の結成公園のみ)

※連絡先等が不明な場合は、公園事務所へご連絡ください

- ・刈払機、芝刈機は安全講習を必ず受講していただきます
受講後、修了証を発行しますので、修了証をお持ちの方が、
刈払機、芝刈機を使用できます
- ・作業は必ず2名以上で実施してください
- ・機器使用時は、使用者及び他の公園利用者の安全確保を徹底して下さい
- ・機器等の受け渡しは、作業予定公園もしくは区役所です

➤ 申請について

申請書提出先：此花区役所 3階30番窓口 安全サポート担当 (06-6466-9508)

申請後、扇町公園事務所公園愛護会担当 (06-6312-8121) より、支援内容の確認や受け渡し方法等の調整のため、ご連絡します。